

## 第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成30年6月13日提出

件数 21件

【内訳】議案 15件（条例関係 10件、補正予算関係 3件、その他2件）  
報告 6件（予算繰越関係6件）

### 議案の要旨

#### 条例関係

議案第69号	南相馬市国民健康保険給付準備基金条例を廃止する条例制定について
--------	---------------------------------

#### 【趣旨】

南相馬市国民健康保険給付準備基金を廃止するため、条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 廃止の理由

平成30年4月から国民健康保険の広域化が実施され、保険給付に要する費用の全額が交付金として県から交付されることに伴い、保険給付に要する費用に不足が生じた場合の財源を目的として制定された「南相馬市国民健康保険給付準備基金」が不要となるため、廃止するもの。

##### 2 施行日 公布の日

議案第70号	南相馬市国民健康保険事業調整基金条例制定について
--------	--------------------------

#### 【趣旨】

国民健康保険事業の健全な運営及び被保険者の生活安定に資する事業の経費の財源に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定理由

更なる保健事業の充実拡充、将来的な国保税率上昇時の税率調整など、国民健康保険事業の健全な運営及び被保険者の生活安定に資するため、基金を設置するもの。

## 2 条例の概要

### (1) 設置(第1条関係)

国民健康保険事業の健全な運営及び被保険者の生活安定に資するため、基金を設置

### (2) 積立額(第2条関係)

基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

### (3) 処分(第6条関係)

基金は、次のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

保健事業に要する経費の財源に充てるとき。

国民健康保険税の大幅な税率の引上げが見込まれる場合、これを緩和するための経費の財源に充てるとき。

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

## 3 施行日 公布の日

<b>議案第71号 南相馬市市民一体化復興促進基金条例制定について</b>
---------------------------------------

### 【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するための事業の経費の財源に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### 1 制定理由

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため、基金を設置するもの。

#### 2 条例の概要

##### (1) 設置(第1条関係)

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため、基金を設置

##### (2) 基金額(第2条関係)

基金の額は、予算で定める額の範囲内で市長が定める額とする。

##### (3) 処分(第6条関係)

基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

旧避難指示区域等外(東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、旧避難指示区域、旧緊急時避難準備区域及び旧計画的避難区域に設定された区域以外並びに旧特定避難勧奨地点以外をいう。)の市民に対する高速道路通行料金

助成事業に要する経費の財源に充てるとき。

その他市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業の実施に要する経費の財源に充てるとき。

### 3 施行日 公布の日

## 議案第 72 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

平成 30 年度の地方税法等の改正に伴い、一定の要件を満たす設備（償却資産）に係る固定資産税の特例措置の規定を追加するため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

国で制定する「生産性向上特別措置法」に基づき市内の中小企業の労働生産性の向上を加速させるため、一定の要件を満たす設備（償却資産）に係る固定資産税について、課税標準の特例率を 3 年間ゼロとするもの。（附則第 10 条の 2 関係）

#### （1）特例措置の対象となる者

資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者

#### （2）特例措置の対象となる固定資産

市が認定した先端設備等導入計画に基づき、中小企業者が導入する労働生産性の向上に資する新たな設備投資（償却資産）

\* 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1% 以上向上する下記設備

種類	要件
機械及び装置	160 万円以上で 10 年以内に販売開始されたもの。
測定工具及び検査工具	30 万円以上で 5 年以内に販売開始されたもの。
器具備品	30 万円以上で 6 年以内に販売開始されたもの。
建物附属設備（償却資産）	60 万円以上で 14 年以内に販売開始されたもの。

#### （3）固定資産税の課税標準の特例率及び適用期間

特例率	適用期間
ゼロ（0）とする。 （0～1/2 の間で市が設定）	生産性向上特別措置法の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に新たに取得した償却資産に係る固定資産税について 3 年間適用する。

(4) その他

固定資産税の特例措置対象を受けた中小企業は以下の国庫補助金が優先的に採択される。

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
- ・小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）
- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 補助金）

2 施行日 公布の日

<b>議案第 73 号</b>	<b>介護保険法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定 について</b>
-----------------	---

【趣旨】

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、第1号被保険者の介護保険料の段階判定に関する基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 介護保険法施行令の改正

介護保険法施行令の一部改正において、第1号被保険者の介護保険料の段階判定に関する基準が改正され、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする改正がされた。

具体的には、以下の ~

収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）

特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）

農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）

特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）

上記 ~ のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

(2) 条例の改正

南相馬市介護保険条例の一部改正（第4条関係）

条例第4条第1項第6号に規定する合計所得金額を特別控除額控除後の額に改めるもの。

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部改正（第4条関係）

条例第4条第3項に規定する事業収入等、第4項及び第5項に規定する合計所得金額を特別控除額控除後の額に改めるもの。

なお、当該所得基準については、平成29年度に条例に特例の規定を設けて対応しているもの。

2 施行日 公布の日（平成30年4月1日から適用）

<b>議案第74号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について</b>
---

**【趣旨】**

国民健康保険税の算定において、扶養者が増加することにより加算される均等割額のうち、子どもの均等割額を免除し、子どものいる世帯の国保税の増加を抑制するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

1 改正概要

18歳以下の子どもの均等割額を免除（附則関係）

（1）対象

18歳到達最初の3月31日までの間にある者の世帯主

（2）期間

平成30年度の1年間（南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の延長に併せ延長）

2 施行日 公布の日（平成30年4月1日から適用）

<b>議案第75号 南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</b>
--

**【趣旨】**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

1 改正の概要

( 1 ) 放課後児童支援員の資格要件の拡大 ( 第 1 0 条関係 )

5 年以上放課後児童クラブでの実務経験があり、市長が適当と認める中卒者に対しても資格を与える。

( 2 ) 放課後児童支援員の基礎資格の明確化 ( 第 1 0 条関係 )

現行では、学校教育法に定める学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としているが、教員免許更新制の導入を受け、かつて教員免許を取得したが免許自体は更新を受けておらず失効している者についても対象となることを明確にした。

2 施行日 公布の日

議案第 76 号

議案第 77 号

専決処分の報告及びその承認について

議案第 78 号

【趣旨】

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 3 件の条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第 5 号 南相馬市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について 平成 30 年 3 月 30 日専決】

【趣旨】

1 専決処分の理由

地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成 3 0 年 3 月 3 0 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正省令を適用させる必要があるため、南相馬市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を同年 3 月 3 0 日付けで専決処分したものを。

【主な内容】

2 改正の概要

固定資産税の不均一課税に伴う措置の適用期間を平成 3 0 年 3 月 3 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日へ 2 年間延長するもの。( 第 2 条関係 )

固定資産税の不均一課税について

県が指定する、地方が特に活力の向上を図る地域において、本社機能を有する施設 ( 特定業務施設 ) を整備する事業者に対し、新たに取得した固定資産における固定資産税の税率が次のようになる。

- ・ 移転型（東京 23 区から区域内への移転）  
1 年目：0 2 年目：100 分の 0.35(1/4) 3 年目：100 分の 0.7(1/2)
- ・ 拡充型（東京 23 区以外から区域外への移転または区域内既存事業者）  
1 年目：0 2 年目：100 分の 0.467(1/3) 3 年目：100 分の 0.933(2/3)

3 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

**【専決第 6 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 平成 30 年 3 月 31 日専決】**

**【趣旨】**

1 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年 3 月 31 日付けで専決処分したものの。

平成 30 年度地方税制改正の趣旨

平成 30 年度地方税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。

**【主な内容】**

2 改正の概要

(1) 土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置の継続（附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 13 条、附則第 15 条関係）

平成 30 年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を 3 年延長するもの。

併せて、特別土地保有税の課税の特例についても同様に延長するもの。

平成 27 年度から  
平成 29 年度まで



平成 30 年度から  
平成 32 年度まで

負担調整措置による課税標準額の求め方

ア 本来の課税標準額

イ 前年度課税標準額 + (ア × 5%)

ウ ア × 20%

アとイを比較し、低い額を当該年度の課税標準額とするが、イとウを比較し、イがウを下回る場合は、ウを当該年度の課税標準額とする。

(2) 法人の市民税の納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直し  
(第52条関係)

納税環境整備の一環として、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合における法人市民税の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に修正申告書の提出があった場合には、修正申告書の提出により納付すべき税額(その申告等により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとする。

3 施行日 平成30年4月1日

## 【専決第7号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 平成30年3月31日専決】

### 【趣旨】

#### 1 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものを。

### 【主な内容】

#### 2 改正の概要

(1) 課税限度額の引上げ(第2条関係)

基礎課税額に係る課税限度額を58万円(改正前54万円)に引き上げるもの。

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税限度額	58万円	54万円

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充(国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直し(第21条関係))

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を



算定する際、被保険者数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額）に乗すべき金額を27.5万円（改正前27万円）に引き上げるもの。

特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + <u>27万5千円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>27万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を50万円（改正前49万円）に引き上げるもの。

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + <u>50万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>49万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

3 施行日 平成30年4月1日

・適用区分

改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 補正予算関係

議案第79号 平成30年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第80号 平成30年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第81号 平成30年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

## その他

### 議案第 82 号 財産の取得について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
取得する動産及び数量	コンバイン 外 (購入明細書は P 13 別紙のとおり)
取得金額	180,360,000 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 31 年 3 月 30 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 1 2 3 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

### 議案第 83 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

#### 【趣旨】

南相馬市小高区商業施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

##### 1 施設の名称

南相馬市小高区商業施設

##### 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区上高平字川原 5 2 1 番地

名称 有限会社 丸上青果

代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則

##### 3 指定期間

平成 30 年 1 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 報告

### 報告第2号 平成29年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、平成30年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業	県立特別支援学校整備事業ほか（全10事業）
繰越額	5,668,295,306円

### 報告第3号 平成29年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成29年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成30年度へ繰り越しをしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業	小高区復興拠点整備事業ほか（全25事業）
繰越額	2,408,768,000円

### 報告第4号 平成29年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成29年度南相馬市一般会計予算のうちから、平成30年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業	南相馬チャンネル整備事業ほか（全5事業）
繰越額	309,976,174円

**報告第5号**      **平成29年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の逡次繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、平成30年度へ逡次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業    渋佐・萱浜工業用地造成事業  
繰越額    829,575,852円

**報告第6号**      **平成29年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成29年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、平成30年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業    配水設備事業  
繰越額    38,286,000円

**報告第7号**      **平成29年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成29年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、平成30年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業    管渠整備事業ほか   （全2事業）  
繰越額    169,000,000円

議案第82号 財産の取得について  
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書

機種名	型式等		数量
ベールラッパー	株式会社タカキタ	SW1120D	1
飼料イネコンバインベ ラー	株式会社タカキタ	WB1040DX	1
自脱型コンバイン	株式会社クボタ	ER6120SD4MSQPFW-C	2
ロータリー(アタッチメン ト)	松山株式会社	TBM2400E-4L	1
施肥播種機(アタッチメン ト)	アグリテクノ矢崎株式 会社	RXG-8SEA	1
表土均平機(アタッチメン ト)	スガノ農機株式会社	L32S3B	1
スタブルカルチ(アタッチ メント)	スガノ農機株式会社	C258EB	1
パーチカルハロー(アタッ チメント)	スガノ農機株式会社	V25C	1
コンバイン用トレーラー	株式会社富士トレーラ ー製作所	L408D	1
格子形プラウ(アタッチメン ト)	スガノ農機株式会社	R145AAC	1
ロータリー(アタッチメン ト)	松山株式会社	DXR2810-4L	1
普通型コンバイン	株式会社クボタ	WRH1000C-2.6W	1
乾燥機関係一式	山本製作所	SSD-1500S 他一式	1
自脱型コンバイン	ヤンマー株式会社	YH6101QXJPU	1
自脱型コンバイン	株式会社クボタ	ER590SD4MSQPFW-C	1
乾燥機関係	山本製作所	HD50AM2 他一式	1
合 計			17